

福岡高等裁判所 令和●●年（○○）第●●号 平成30年6月5日付でされた不動産の差押処分
の取消訴訟請求控訴事件

国側当事者・国（福岡国税局長）

令和3年2月18日棄却・上告・上告受理申立て

（第一審・福岡地方裁判所、令和●●年（○○）第●●号、令和2年9月2日判決、本資料・徴収
関係判決令和2年判決分（順号2020-19））

判 決

控訴人	X
被控訴人	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	福岡国税局長 後藤 健二
裁決行政庁	国税不服審判所長 東 亜由美
同指定代理人	大川 博幸
同	石本 弥子
同	中島 和彦
同	福山 命
同	吉村 正昭
同	今村 新平
同	馬場 靖夫
同	佐久間 玄任

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 福岡国税局長は、平成25年11月19日付けでAに対してした原判決別紙物件目録1記載の各不動産に対する差押えの解除処分をせよ。
- 3 福岡国税局長は、平成30年6月5日付けで控訴人に対してした原判決別紙物件目録2記載の各不動産に対する差押えの解除処分をせよ。
- 4 国税不服審判所長が平成31年3月18日付けで控訴人に対してした、控訴人の審査請求を棄却する旨の裁決（福裁〔諸〕平30第7号）を取り消す。
- 5 被控訴人は、控訴人に対し、1791万7000円を支払え。

第2 事案の概要（以下、略語は原判決の例による。）

- 1 本件は、平成27年1月●日に死亡したA（A）の相続人である控訴人が、被控訴人に対し、①福岡国税局長が平成25年11月19日付けでAに対してした相続税等を徴収するための原判決別紙物件目録1記載の各不動産の差押処分（本件差押処分①）の解除処分の義務付け（請求1）、②同局長が平成30年6月5日付けで控訴人に対してした相続税等を徴収するための原判決別紙物件目録2記載の各不動産の差押処分（本件差押処分②）の解除処分の義務付け（請求2）、③国税不服審判所長が平成31年3月18日付けで控訴人に対してした、本件差押処分②に係る審査請求を棄却する旨の裁決（本件裁決）の取消し（請求3）及び④国税通則法56条1項に基づき、Aがした相続税の更正請求に係る還付金1791万7000円の支払（請求4）を求める事案である。

原審は、控訴人の請求1及び2（本件義務付けの訴え）を却下し、その余の請求をいずれも棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴をした。

- 2 関係法令の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、当審における控訴人の補充主張を後記3のとおり付加するほかは、原判決の「第2事案の概要」の2ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決5頁15行目の「平成29年10月30日に」を「平成29年10月3日に」に改める。

- 3 当審における控訴人の補充主張

Bの遺産分割は本件17条決定により定められたのであり、Aは同決定に基づき相続税を納付したのであるから、同決定の内容と異なる課税処分等は違法である。また、本件更正処分等に先立って飯塚税務署長に提出された本件相続税の修正申告書は偽造されたものであること、国税不服審判所長は平成24年3月13日付け裁決（甲9）によりBの他の相続人に対する平成22年11月24日付け更正処分を取り消し、本件17条決定によりBの遺産の一部を取得した特定非営利活動法人Cの取得分について相続財産ではないと判断したにもかかわらず、Aが同所長に対して本件通知処分について取消しを求めた審査請求（甲26）では、飯塚税務署長は相続財産であると主張するなどしており、その主張は変遷し、矛盾しており、公平かつ公正な課税の原則に反することからすれば、本件更正処分等は違法であり、無効である。以上によれば、本件更正処分等に基づく本件各差押処分も違法である。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求について本件義務付けの訴えを却下し、その余の請求をいずれも棄却すべきであると判断する。その理由は、当審における控訴人の補充主張に対する判断を後記2のとおり付加するほかは、原判決「第3当裁判所の判断」の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決10頁25行目の「しかし、」の次に「控訴人が納付すべき本件相続税は、本税4903万0800円、過少申告加算税277万5000円であることが平成22年別件訴訟の判決で確定していること（前提事実（2）及び（5））に加え、」を加える。

- 2 当審における控訴人の補充主張に対する判断

控訴人は、前記第2の3のとおり主張する。

しかしながら、控訴人の主張はいずれも本件更正処分等に対する不服を述べるものであるところ、本件義務付けの訴え（請求1及び2）は、行政事件訴訟法37条の2第1項の要件を充たさず、不適法なものであることは原判決の説示するところであるから、当裁判所の上記判断

を左右するものではない。また、本件裁決の取消しの訴え（請求3）については、裁決の取消しの訴えにおいて違法事由として主張することができるのは裁決固有の瑕疵に限られるところ、控訴人の主張は本件裁決固有の瑕疵を主張するものではない。還付金の支払請求（請求4）については、控訴人が納付すべき本件相続税は、本税4903万0800円、過少申告加算税277万5000円であることが平成22年別件訴訟の判決で確定しており、本件更正請求に対し更正をすべき理由がない旨の本件通知処分がされ、本件更正請求を認める内容の減額更正処分は行われていないのであるから（前提事実（4）ないし（6））、控訴人が本件相続税について還付金の支払請求権を有していると認めることはできない。したがって、本件更正処分等が違法であり、無効であるとして、本件各差押処分が違法であるなどとする控訴人の主張はいずれも採用することができない。

3 よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 岩坪 朗彦

裁判官 浅香 幹子

裁判官 富張 邦夫